

# 農業近代化資金融通法の一部を改正する法律案の概要

## I 背景

- 農業経営の規模拡大や、物流、加工、輸出等の取組の進展等により、**農業分野の資金需要は拡大している状況**
- さらに、今後、**地域計画に位置付けられた者を中心に地域の農地の受皿となる担い手の規模拡大や事業多角化等に伴う資金需要が一層拡大する見込み**
- このため、民間資金の更なる活用を促進するとともに、**民間金融機関が取り扱う長期・低利の制度資金である農業近代化資金について、こうした資金需要の拡大に対応し得るよう、貸付条件を見直す必要**
- また、令和7年4月に閣議決定された「食料・農業・農村基本計画」においても、「民間資金の更なる活用を促進するとともに、民間金融機関が取り扱う**制度資金**について、更なる資金ニーズの拡大に対応可能な貸付条件となるよう、**在り方を検討する**」とされたところ

### ▶ 1 経営体当たりの経営面積・飼養頭数

	1990年		2025年	
田	91 a		269 a	2.9 倍
畑	64 a		277 a	4.3 倍
乳用牛	33 頭		114 頭	3.5 倍
肉用牛	12 頭		76 頭	6.6 倍
養豚	272 頭		2,811 頭	10.3 倍

出典：農林業センサス、畜産統計調査（豚は2024年）を用いて算出

### ▶ 1 経営体当たりの借入額（1990年=100）

1990年	2023年
100	1,006

出典：農業経営統計調査における1経営体当たりの短期及び長期借入金から算出

## II 法律案の概要

- 1 **民間金融機関が取り扱う長期・低利の制度資金である農業近代化資金について、農業者の資金需要の拡大等に対応できるよう、貸付上限額を引上げ**（第2条第3項関係）
  - (1) 個人：4,000万円の範囲内で政令で定める額※以内  $\left( \begin{array}{l} \text{※ 政令で上限額を} \\ \text{1,800万円と規定} \end{array} \right)$   
↳ **2億円**の範囲内で政令で定める額以内
  - (2) 法人等：2億円以内  
↳ **7億円**以内
- 2 貸付対象者に農林中金の主たる出資者等となっている法人等を追加（第2条第1項関係）

## III 施行期日

公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日